

伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金 Q & A

【提案者（申請者）および実施体制】

Q. 個人事業者は申請できるか。

A. 可能です。

Q. 「みなし大企業」は申請できるか。

A. 可能です。

Q. 県外企業を含めた団体での申請は可能か。

A. 中小企業団体の組織に関する法律に規定される県内の企業組合の場合は可能です。

Q. 複数企業体によるコンソーシアムでの申請は可能か

A. 中小企業団体の組織に関する法律に規定される県内の企業組合の場合は可能です。任意団体として組織したコンソーシアムは対象となりません。

Q. 大企業を含めた共同実施体制による申請は可能か。

A. 中小企業団体の組織に関する法律に規定される県内の企業組合の場合は対象になります。また、中小企業が提案主体の内容に、実施体制の中で大企業が協力することは可能です。

Q. 大学・試験研究機関等や開放特許等の提供元と共同で実施する体制が必要か。

A. これらの機関から技術シーズや開放特許等の提供を受けていれば、提案者単独での提案も可能です。ただし、提案者単独での実施提案が採択された場合でも、事業を着実に遂行するため、県の試験研究機関が伴走支援を行います。

Q. 県内企業と組んで大学・試験研究機関等が申請することは可能か。

A. できません。

Q. 設備等開発費で機械を外注する場合、その外注先も実施体制に含めてもよいか。

A. 含めても構いません。ただし、実施体制に含まれる者から調達する場合は、利益を排除する必要があります。

【技術シーズおよび開放特許等】

Q. 本事業における技術シーズとはどのようなものが該当するか。

A. 大学・試験研究機関等有する、研究開発や新規事業創出を推進していく上で必要とな

る技術や知的財産、ノウハウ等を示しており、本事業では、論文、特許、報告書等において、既に一定の技術が蓄積されているものが該当します。

Q. 本事業における開放特許等とはどのようなものが該当するか。

A. 開放特許とは、企業等が開発した技術資産のうち、他社にライセンス契約などの形で開放する意思のある特許のことであり、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)が提供する開放特許データベースに登録されている特許等が該当します。また、特許にはなっていないが自治体等が開催した知財マッチングセミナー等で紹介された技術的なノウハウも対象としています。

Q. 大学・試験研究機関等には何が該当するか。

A. 大学、工業高等専門学校、独立研究開発法人（国立研究機関）、公設試験研究機関が該当します。

Q. 知財化されていない技術シーズを使用することは可能か。

A. 技術シーズに関する文献(特許、論文、報告書)等が示され、存在が確認できれば可能です。

Q. 技術シーズおよび開放特許等を活用するにあたり、予めシーズ・特許保有者から承諾を得ておく必要があるか。

A. 事業が採択された際に速やかに着手できるよう、予め承諾を得ておくことが望ましいですが、相手先の都合もあることから、申請における必要事項とはしていません。ただし、事業実施における確実性という観点から、申請時点で調整が完了していない場合は、審査において評価が低くなります。

Q. 大学・試験研究機関等と共同開発した技術シーズを使用することは可能か。

A. 可能です。ただし、共同開発において、大学・試験研究機関等が単なる効果の検証やアドバイザー等としての参画であり、大学・試験研究機関等が核となる技術シーズを有しているとはいえない場合は、当該技術シーズを使用することはできません。

Q. 大学・試験研究機関等から支援を受ける場合、共同研究契約を結ぶ必要はあるか。

A. 事業採択および補助金交付決定においては必要ではありません。事業を実施するにあたり、必要に応じて当事者間で協議のうえ決定ください。

Q. 他県の大学・試験研究機関等や企業の技術シーズや開放特許等を使用することは可能か。

A. 可能です。

【試作ステージと実装ステージ】

Q. 試作ステージと実装ステージの違いは何か。

A. 試作ステージは、大学等の技術シーズや開放特許等の実用性を検証するための試作開発等を行う事業を対象とし、実装ステージは、技術シーズや開放特許等を現場実装するための設備導入や周辺技術の開発等を行う事業を対象としています。

Q. 試作ステージと実装ステージを両方申請できるか。

A. できません。ただし、1年目に試作ステージを活用し、当該案件を2年目以降に現場実装するため、実装ステージを活用することは可能です。また、内容が異なる事業であれば、次年度以降にどちらのステージも申請可能です。

【実施内容】

Q. 新規購入装置または既存装置に技術シーズ・開放特許等の技術を導入するための改良・カスタマイズを施すことは可能か。

A. 可能です。

【補助対象経費】

Q. 事業期間終了時点で支払い金額が確定していれば、補助対象経費となるか。

A. なりません。支払い行為が事業期間内に完了している必要があります。また、支払い自体が完了していても、本事業において認めていない方法(他の取引との相殺払による支払、手形による支払、小切手等)で支払いが行われている場合、当該経費は補助対象外となります。

Q. 大学・試験研究機関等から支援を受ける場合の費用は補助対象経費となるか。

A. 県の試験研究機関以外の大学・試験研究機関等への委託費(共同研究費)や依頼試験費等は補助対象となります。支援する者が県の試験研究機関の場合は、内容にも依りますが、事業採択者は無償で支援を受けることができます。

Q. 大学・試験研究機関等への委託費の額はどれくらいが補助対象となるか。

A. 大学・試験研究機関等への委託費があまりにも多い場合、申請者が実施主体とはいえ、事業の主旨に合わないため、補助対象になりません。最終的には事業内容を鑑みて判断しますが、補助事業に要する経費全体の概ね2割程度が上限です。

Q. 装置開発等の外注費のみでの申請は可能か。

A. 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業、試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業は補助対象になりません。

Q. 人件費は計上できるか。

A. できません。

Q. 特許に関する経費として補助対象となるのはどのような経費か。

A. 特許等を保有する者から実施許諾を得る際のロイヤリティ(ライセンス料)は、補助事業を実施するために必要な範囲で認めます。ただし、事業実施期間を越えたロイヤリティは認められません。

Q. 補助事業の遂行にあたり、新たに発生した特許の取得にかかる経費は補助対象となるか。

A. なりません。

Q. 研究開発に必要となる専用パソコンの購入費は補助対象となるか。(パソコンは事務用ではなく、本開発に専用特化したものです。)

A. 汎用性がある事務用端末などは補助対象外としていますが、機械装置に付随するもので、専らその装置を制御するために使用する場合など、専用端末として必要な機器については、補助対象となります。

【伴走支援】

Q. 伴走支援の目的は。

A. 研究開発事業において豊富な経験を有する県の試験研究機関が技術面、事業運営面等の支援をすることで、事業採択者に着実に事業を遂行いただくことを目的としています。

Q. 伴走支援する県の試験研究機関とは。

A. 県が設置している試験研究機関のうち工業系試験研究機関のことです。具体的には、産業技術総合センター、食品科学研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所が該当します。

Q. 県の試験研究機関による伴走支援とは。

A. 技術的な指導や助言、県の試験研究機関が保有する設備等を使用した分析・評価試験の実施、事業推進に関する助言等を行うことをいいます。試作ステージでは技術的な相談・指導が主ですが、実装ステージでは現場実装の際に必要な分析や評価等の試験・測定まで実施し、より手厚い支援を行います。

Q. 伴走支援は必ず行われるのか。

A. 県の試験研究機関による伴走支援は、原則実施いたします。

- Q. 県の試験研究機関であれば希望した機関が必ず伴走支援してくれるのか。
- A. 申請者の業種や事業内容により、最も適切な試験研究機関が伴走支援を行うため、必ずしも希望に添えるとは限りません。

- Q. 県の試験研究機関のどこに伴走支援を求めればよいか。
- A. 募集要領「3 伴走支援について」に記載の工業系試験研究機関から選択し、連絡してください。なお、事業採択者の希望がない場合は、県が指定します。

- Q. 伴走支援に費用は発生するのか。
- A. 内容にも依りますが、事業採択者は無償で支援を受けることができます。

【申請書】

- Q. 提出書類等に「他の補助金又は委託金等の交付がある場合は、その概要および本事業との相違点（申請中の案件を含む）」とあるが、本年度中に限るのか、過去数年分を記載するのか。
- A. 他の補助金又は委託金等の交付を受けた、もしくは受ける予定である事業の実施期間が、本事業の事業実施期間と重なる場合において、その概要および本事業との相違点を示した書類を任意様式で提出ください。
- Q. 提出書類である別紙様式2の事業実施計画書は、各項目について、あらかじめ様式に設定してある枠の高さ内に収める必要はあるか。もし伸ばしてもよい場合、枚数制限はあるか。
- A. 様式の枠の高さは適宜調整していただいて構いません。また、枚数に制限はありませんができる限り簡潔に記載ください。
- Q. 大学・試験研究機関等からの共同研究等の報告書も技術シーズの分かる資料として認められるか。
- A. 認められます。ただし、企業よりも大学や試験研究機関等の寄与度が大きく、大学・試験研究機関等が主となって開発した技術シーズであると明確に分かる内容である必要があります。
- Q. 加点項目にある(公財)岐阜県産業経済振興センターが実施する事業可能性評価の A 判定を取る必要があるか。
- A. 必須ではありません。提案事業が A 判定となった事業、または直接関連する事業であれば審査において加点されます。

(以上)